

第6章 我が国における画像伝送システムを利用した機械警備業者の警察への通報方法等に関する将来的な在り方

第1 現状と検討課題

第5章までにおいて述べてきたように、我が国における機械警備業は30余年の歴史を有し、マルチメディア化が進展している。そして、国内の大手警備業者19社中16社が画像伝送システムを利用した機械警備業務を行っているという今回の調査結果のとおり、画像伝送システムは幅広く普及しており、さらに、その技術も発展しているところである。

しかしながら、機械警備業の問題点としては誤報の多さが挙げられており、アメリカ、イギリスでは異常発報の90%以上が誤報であるといわれている。

そのため、我が国の機械警備業の発展を進める上では、機械警備業に用いるシステムの高度化を図り、その進展を図るとともに、誤報対策を進めることが極めて重要であると考えられる。

については、こうした観点から、機械警備業のあるべき方向と適正な規制の在り方、そして、警備業法上の位置付け等を考えていく必要があると思料されるところである。

第2 画像伝送システムを利用した機械警備業の今後の警備業法上の位置付け等に関する一考察

画像伝送システムについては、センサーのみの場合と比べ、異常発報のあった現場の状況がよく把握できることから、その有効性は極めて高いと考えられる。また、センサー等が発報した場合において画像からネズミ、いたずら等であると確認できた事例や、異常発報前後の画像から誤報であると確認できた事例があったように、誤報防止の観点からもその意味は大きいと思料される。

しかし、画像が不鮮明であったため、誤報であることが確認できなかった場合や、反対に異常が確認できなかった場合もあるなど、画像伝送システムについても、その性能次第では、必ずしも異常事態等に対する警備業者による的確な反応に役立たない場合もあるところである。

誤報防止の観点から見た場合、近年は、画像の向上も著しく、誤報の発生率を抑えるための措置が進められているところであるが、どの程度であれば対策として十分であるかという判断は容易ではない。さらに、犯人によりカメラの撮影方向をずらされた結果、犯行の場面が映っていないかったような場合もあるように、警備業務を実施する上での画像伝送システムの有効性を考える上では、機械の性能にとどまらず、広い意味のメンテナンスについても考慮する必要があると考えられる。

しかしながら、なお、システムの有効性如何では、機械警備業者について、現在、誤報防止の観点から機械警備業者に対して課されている警察への通報に関する規制の見直しを行う余地があると考えられる。

すなわち、使用伝送回線、画像圧縮技術等により、画像伝送システム等の性能については、ある程度客観的な判断が可能であるところ、こうした性能や、さら

に、カメラの向きを変えたり、光を当ててハレーションを起こさせるなどの妨害行為に対するマスキング対策機能、双方向の音声機能を加えるなどの措置を講じていること等から判断して、誤報のおそれがないと認められるシステムを有する機械警備業者については、現場において警備員が事実確認を行う前に警察機関へ連絡を行う要件を緩和することが考えられる。また、現在、機械警備業者は、最低限の義務として即応体制の整備義務を遵守するばかりではなく、警備員を現場まで到着させるのに要する時間を短縮するよう努めているところであるが、その一方、将来的に、ほとんど誤報のおそれがないとまで判断し得るまでのシステムを有するに至った機械警備業者については、警備業法上の即応体制の整備義務を免除することについても検討する余地があると思われる。

しかしながら、即応体制の整備義務の免除については、いわゆる 110 番通報業を認め、緊急通報に対する現場対応を、第一次的に警察が行うこととなることから、特に、誤報防止等のための十分な措置が講じられていることが不可欠であろう。

また、現在、警備業法上、機械警備業は施設警備業に関してのみ定められているが、例えば、近年、画像伝送システム以外でも、車両にセンサーを取り付け、交通事故等の発生を感知する形態の機械警備業が現れたように、今後、技術の発展とともに、様々な警備業務用機械装置を用いた警備業務が発達することが考えられる。その場合には、即応体制の整備義務を課すか否かについては、警備対象の性質に応じて、当該義務を課すことが妥当かという観点から判断することが必要になると考えられる。

なお、誤報対策については、アメリカにおける機械警備業は異常発報に対して機械警備業者の管制員が行政機関に対し通報を行うものであるが、誤報を発した場合には、ユーザー自らが州に制裁金を払い、誤報の回数次第では対応が打ち切られるなどの措置が採られている。また、イギリスにおいても誤報の頻度によって警察が対応しないこととされているところである。我が国においても、機械警備業者による警察への通報に関する規制、特に即応体制の整備義務を見直す場合には、警察への負担が過度なものとならないよう、制裁金、一定回数の誤報があった場合の当該機械警備業者からの通報に対する不対処、さらには誤報の頻度が著しい場合には警備業の認定取消も含めた誤報に対する制裁措置を設けることも考えられるところであろう。

おわりに

我が国において機械警備が始められて以来30数年が経ち、機械警備は社会のニーズに応え毎年契約件数を増加させている。それとともに技術的にも、機械警備システムは、防犯等の情報を電子的に送信し、基地局では点滅するランプ信号を目視により判別していた初期の段階から、遠隔監視カメラを中心とする一連の装置を現場の要所に設置し、電話回線等を通じて発生した画像情報、信号及び双方向の音声情報をリアルタイムで伝送し処理することができる画像伝送システムの活用までに進歩してきている。後者の画像伝送システムは1つのメディアがマルチな目的に使用される典型的な事例であり、防犯・防災に限らず、緊急通報サービスのほか、設備監視サービス、情報提供サービスなど広範なサービスに活用されつつある。

画像伝送システムは、鮮明なカラー画像が利用でき、LED（発光ダイオード）の導入によって暗闇の撮影も可能となり、昼夜を問わず現場の情報を、遠隔地から視覚によって一層リアルに覚知することができるようになるため、現行の機械警備システムを致命的な欠陥であった「誤報」が減少し、不審事案や緊急事態発生の有無の判定、最適な対応措置の即時選定などが容易になるという、警備業務に対して高い有効性を持っている。

しかし、監視する必要があるエリアと現行カメラの性能（監視の奥行き、伏仰角等）にはまだ限界があり、何らかの原因によりセンサーが誤作動した場合にカメラでは原因が判別できないことも多く、また、システムの性能がいかに有効であっても、画像に映された映像が、不審者・侵入者等であるか、犯罪等が発生しているかどうかを即座に判別することは容易ではない等の問題点も存在するところである。

海外については、米国では、双方向のセキュリティシステムに関し、プライバシーに関わるものとして法的規制があり、機械警備の特色として誤報問題については、ユーザー側に罰金を課すなど厳しい諸対策を講じており、英国における機械警備は、ユーザーから緊急通報がなされた場合、警備員による対処はなく、警察が一次対処するシステムになっており、誤報についてはペナルティが存在しているが、やはり両国ともに誤報率は9割を越えている。

画像監視システムは、現時点ではその設備に関するコストが割高であり、停電等に対して脆弱であるなどの問題もあり、機械警備全体の数パーセントしか導入されていないと見られているが、リアルな現場情報がもたらす対応行動の的確化、誤報の減少による警察に対する緊急通報情報の正確化等、そのシステムの有効性に対する期待は大きく、近い将来技術研究、大量生産がなされれば機械警備において重用されることが予想されるところである。

将来上記のような画像監視システムが望ましい方向で進展した場合、警備業法の規制下にある機械警備に関し、警察機関に対する通報の方法やその基準について、新たな通報方法の検討及び通報基準の緩和等があり得ると考えられる。また、鮮明でリアルな情報により現場の状況が明らかに判明することが可能であるならば、警備員による現場対処業務の必要性、その方法及び規制等についても検討することが考えられる。